

電気料金値上げ反対に関する陳情書
(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長関井仁)(第一八六五号)

同(東京都中央区築地二丁目四番地京橋婦人会長今西まき)(第一八六六号)

同(山口県十市市議会電力委員会委員長武田直人)(第一八六七号)

本日の会議に付した事件
理事の互選

小委員の補欠選任
連合審査会開会要求に関する件

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

石油資源探鉱促進臨時措置法案(内閣提出第九九号)

貿易に関する件

○大西委員長 これより会議を開きます。
まず理事及び小委員の補欠選任につきお諮りいたします。去る三月十二日理事加藤謙造君委員を辞任せられて、同日再び委員に選任せられましたので、同君を再び理事に選任し、小委員については従前同様といたしたいと存じます。また翌十三日、委員佐々木更三君が辞任せられて、加藤清二君が補欠選任せられましたので、同君を再び総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員、中小企業に関する小委員にそれ〴〵選任したいと存じます。以上、決定するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではそれ〴〵そのように決定いたします。

○大西委員長 次に連合審査会開会申入れに関する件についてお諮りいたします。過日の理事会で各派の理事各位に御協議願ったのでありますが、日下日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件外三件を審議中の外務委員会に対して、本委員会といたしまして右各件については重大な関係を持つておりますので、連合審査の開会を申し入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではそのように決定いたします。

なお開会の日時は明日午前十時よりといたしますから御了承を願つておきます。

○大西委員長 次に小委員会の参考人の件についてお諮りいたします。明日午後開会の中小企業に関する小委員会において、参考人として商工組合中央金庫理事門司正信君より意見を聴取いたしますとの小委員長よりの申出がありますので、これを許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではそのように決定いたします。

○大西委員長 次に三月十八日午後後の総合燃料対策及び地下資源開発の小委員会において、日本石炭協会会長高木作太君、日本石炭産業連合会長武内

禮藏君、日本炭鉱労働組合委員長阿部竹松君、日本鉱山労働組合書記長重枝琢巳君、電気事業連合会長堀新君、日本鉄鋼連盟会長渡邊義介君、以上六名、翌十九日午後同小委員会において、帝国石油株式会社社長田代壽雄君、石油精製懇話会会長佐々木弥市君、出光興産株式会社社長出光光三君、全国石油協会会長森平東一君、日本ガス協会会長井口竹次郎君、大日本水産協会会長平塚次郎君、以上六名をそれぞれ参考人とし意見を聴取いたしましたとの小委員長よりの申出があります。

また十八日午前開会の木材利用に関する小委員会において、鋼材クラブ理事長、セメント協会会長、全国建設業協会会長をそれぞれ参考人として意見を聴取いたしましたとの小委員長の申出がありますので、これを〴〵許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に去る十二日本委員会に付託されました、石油資源探鉱促進臨時措置法案及び石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。

○大西委員長 次に三月十八日午後後の総合燃料対策及び地下資源開発の小委員会において、日本石炭協会会長高木作太君、日本石炭産業連合会長武内

禮藏君、日本炭鉱労働組合委員長阿部竹松君、日本鉱山労働組合書記長重枝琢巳君、電気事業連合会長堀新君、日本鉄鋼連盟会長渡邊義介君、以上六名、翌十九日午後同小委員会において、帝国石油株式会社社長田代壽雄君、石油精製懇話会会長佐々木弥市君、出光興産株式会社社長出光光三君、全国石油協会会長森平東一君、日本ガス協会会長井口竹次郎君、大日本水産協会会長平塚次郎君、以上六名をそれぞれ参考人とし意見を聴取いたしましたとの小委員長よりの申出があります。

また十八日午前開会の木材利用に関する小委員会において、鋼材クラブ理事長、セメント協会会長、全国建設業協会会長をそれぞれ参考人として意見を聴取いたしましたとの小委員長の申出がありますので、これを〴〵許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に去る十二日本委員会に付託されました、石油資源探鉱促進臨時措置法案及び石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。

○大西委員長 次に三月十八日午後後の総合燃料対策及び地下資源開発の小委員会において、日本石炭協会会長高木作太君、日本石炭産業連合会長武内

禮藏君、日本炭鉱労働組合委員長阿部竹松君、日本鉱山労働組合書記長重枝琢巳君、電気事業連合会長堀新君、日本鉄鋼連盟会長渡邊義介君、以上六名、翌十九日午後同小委員会において、帝国石油株式会社社長田代壽雄君、石油精製懇話会会長佐々木弥市君、出光興産株式会社社長出光光三君、全国石油協会会長森平東一君、日本ガス協会会長井口竹次郎君、大日本水産協会会長平塚次郎君、以上六名をそれぞれ参考人とし意見を聴取いたしましたとの小委員長よりの申出があります。

また十八日午前開会の木材利用に関する小委員会において、鋼材クラブ理事長、セメント協会会長、全国建設業協会会長をそれぞれ参考人として意見を聴取いたしましたとの小委員長の申出がありますので、これを〴〵許可するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に去る十二日本委員会に付託されました、石油資源探鉱促進臨時措置法案及び石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。

○大西委員長 次に三月十八日午後後の総合燃料対策及び地下資源開発の小委員会において、日本石炭協会会長高木作太君、日本石炭産業連合会長武内

禮藏君、日本炭鉱労働組合委員長阿部竹松君、日本鉱山労働組合書記長重枝琢巳君、電気事業連合会長堀新君、日本鉄鋼連盟会長渡邊義介君、以上六名、翌十九日午後同小委員会において、帝国石油株式会社社長田代壽雄君、石油精製懇話会会長佐々木弥市君、出光興産株式会社社長出光光三君、全国石油協会会長森平東一君、日本ガス協会会長井口竹次郎君、大日本水産協会会長平塚次郎君、以上六名をそれぞれ参考人とし意見を聴取いたしましたとの小委員長よりの申出があります。

また十八日午前開会の木材利用に関する小委員会において、鋼材クラブ理事長、セメント協会会長、全国建設業協会会長をそれぞれ参考人として意見を聴取いたしましたとの小委員長の申出がありますので、これを〴〵許可するに御異議ございませんか。

を廃止し、財政収支の均衡に寄与することが必要であります。

以上の趣旨によりまして、政府といふたしは、過般来同法の一部改正を意図し、今ようやく成案を得るに至りましたので、ここに石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案として国会に提出し、御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要について申し上げます。第一に、探鉱または二次探取法に対する補助金の後払い制度を廃止したこと。第二に、探鉱または二次探取法補助金の交付の決定を受けた者の当該探鉱等を完了した場合の届出義務について規定し、これに対する違反について罰則を設けたこと。第三に、探鉱または二次探取法補助金の交付に係る納付金の限度を廃止したこと。第四に、補助金の後払い制度の廃止に伴い、補助金の的確な使用を確保するために、補助金の交付を受けた者に対しては経理の状況についても報告を徴し、または立入り検査をすることができるようとしたこと等であります。

以上がこの法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望いたします。

○大西委員長 本案に関して政府当局より補足説明の申出がありますのでこれを許します。川上政府委員。

○川上政府委員 ただいま御説明がありました石油資源探鉱促進臨時措置法案の要綱につきまして簡単に御説明申し上げます。

先ほどお話がありましたように、現在石油の利用につきましては、大體年間九百九十九万トン程度の需要があるわけでございます。それに対して国内におきましては、大體三十四、五万トン程度しか生産されておられません。外貨の関税等からいいますと、この際急速にこの開発をはかる必要があるわけですが、その開発をいたしますには、事前におきまして探鉱関係の調査なり、そういうことをどうしてもしなければならぬのであります。特に鉱物のうちで石油資源につきましては、調査とかあるいはその試掘とか、こういう探鉱面が最も大事であります。この点が解決されませんならば、あの探鉱とかそういうものはそれにつれて自然になし得ることではあります。私どもの方としましては、この際探鉱に對しまして最重点的にこれを促進する必要があると考へたのであります。この法律も、その趣旨によりまして、探鉱関係の促進というものを最重点的に取上げて、これを早急に進めようという趣旨のものでございます。現在欧米におきましては、大體探鉱費というものは、その企業体の総収入の三割程度を探鉱関係に使っておりますけれども、日本におきましては、たとえば帝國石油におきましては、一割くらいしか探鉱費に資金をまわしていません。従いまして、各企業体におきまして余給がありますならば、極力欧米並に、少くとも三割くらいまでに資金をさいて、そうして探鉱を急速に進める必要があるんじやないかというふうに考えられるのであります。

「委員長退席、小平委員長代理着席」

またわが国におきまして、實際どの程度石油資源があるかという問題につきましては、幸い通産大臣の諮問機関として石油の開発審議会というものがございまして、これが大體一年にわたりましていろいろ調査をいたしまして結果は、それ以前からも相当調査いたしておつたのであります。少くとも相当量のものが埋蔵されておまして、これに對しまして相当の資金をかけますならば、五箇年後におきまして百万トン程度の増産がなし得るというところに相なつておりますので、かた／＼そういうようなことから、この法律を出しまして、早急に試掘を増進したいと考へたわけでございます。

この法律の内容をいたしましては、先ほどお話がありましたように、第一は現在の鉱業法におきましては、たとえば試掘施業案等につきましては、変更の勧告とかあるいは命令とか、そういうようなことがなし得ない状況になつておるのでございますが、この法律によりまして、そういう試掘施業案の変更、勧告に對しまして、従わない場合におきましては、命令によつて措置するといふような措置を講じたいと考へておるのであります。すなわち通産産業大臣が石油資源の開発をはかるため、探鉱を急速に実施する必要があると認めて、指定した地域内に存在します石油を目的とする試掘権にかかると指定地域内における石油の試掘権者が届け出ました施業案が、その鉱区の油層の状態を確認するため不適当

でありますときは、通産産業局長がその施業案の変更を勧告または命令することができるといたしまして、当該試掘権者が施業案の変更の命令に従わない場合は、試掘権の延長を許可しないといふことにしたいということが一点であります。これは現在の一般の鉱物あるいは石油についての鉱業法の特例をなすわけでありまして、

第二は、試掘権の存続期間の短縮であります。現在試掘権につきましては、一般の鉱物につきましては二年、その延長につきましても、一般の鉱物は二回延長することができまして、その延長の期限も一回につきましても二年というところになつております。石油につきましては、その延長の場合は三回というところになつておりますが、やはり石油の試掘を早急に進めようという関係から、この期限につきましても一年というところになつてしまつて、これを一回ごとにとさらにまた一年というふうにしたと考へる次第であります。全延長期限につきましても、現在と同じように八年ということになりますけれども、結局その回数が非常に多くなるわけでありまして、それだけ試掘について期限的に非常に促進されて行くことに相なるわけでありまして、

第三に、試掘権の譲渡に関する協議及びその決定の規定を置いておるわけでありまして、指定地域におきまして試掘権者が三箇月以上事業に着手した場合、または引続き三箇月以上事業を休止しておる場合には、その地域の探鉱を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有する者は、通産産業局長の許可を得て、試掘権の譲渡について試掘権者と協議することが

できるものとし、協議をすることができず、または協議がととのわないときは、通産産業局長の決定を受けることができるものとするということにいたしましたと思ひます。これは現在の鉱業法にはないのであります。要するに試掘権者が三箇月以上事業に着手しない場合、または引続き三箇月以上事業を休止しておる場合におきましては、一定の能力、すなわち経理的な基礎及び技術的能力を有する者は、通産産業局長の許可を得まして、現在の試掘権者と協議いたしまして、譲り受けをしてもらつて、試掘を増進しようというわけでありまして、もしその協議がととのわない場合におきましては、通産産業局長がその決定をするというわけでございます。これも今申し上げましたように、現在の鉱業法の特例でございまして、試掘を急速に進めたいという建前から、こういう規定を置いたわけでありまして、

以上申し上げましたように、鉱業法の特例としましては三點、すなわち試掘施業案の変更の勧告及び命令、試掘権の存続期間の短縮、それから試掘権の譲渡に関する協議及び決定、こういう新しい法律によりまして、石油の試掘を早急にやりたいというわけでございます。

その次には、これも現在の鉱業法にございませんが、現在實際問題として、石油の試掘ができるにかかわらずやつていないというような場合におきまして、その業務または経理の改善に関する勧告をいたしました。業務または経理の改善に関する勧告をいたしまして、その結果勧告に従わないで、なお

も試験をやらないような場合におきましては、試験権の施業案の変更とか、あるいは命令とか、あるいはその存続期間についての延長を認めないとか、あるいは譲渡させるとかいう措置を講じたいと考えておられるわけであります。すなわち石油の探鉱を急速に実施するために、特に必要がある場合におきましては、その指定地域内の石油の鉱業権者に対しては、業務または経理の改善に関する勧告をしたというわけでございます。これはたとい助成金をもらつていまいしうが、あるいはもらつていまいしが、そのいづれにかかわらず、少くとも指定地域内の鉱業権者に対しては、この改善の勧告をなすことができるというふうに考えておられるわけでございます。

それからこれに関連しまして、現在の鉱業法におきましても、業務または経理に関する報告なり検査なり、そういうことはできない建前になっております。この法律によりましては、この法律の施行に必要な限度において、指定地域内における石油の鉱業権者に対して業務あるいはその経理の状況に關する報告をなさしめ、またはその職員に業務もしくは経理の状況、もしくは帳簿書類を検査させることができるものとすると、いわゆる業務あるいは経理の監査を行ひ得る規定をつくつたわけであります。この規定は先ほど申し上げましたように、勧告と同じものでありまして、たとい助成金をもらおうがあるいは助成金の交付を受けまいが、いづれにしても指定地域内における鉱業権者に対しては、業務あるいは経理の監査をなし得る規定を置いたわけでございます。

なおその他の規定といたしましては、この要綱にありますように、この法律の規定によりましてなされた処分に不服のある者は、通産大臣に対して異議の申立てをすることができ、制度を置いたとか、あるいは変更命令とか、あるいは報告を怠つたとか、虚偽の報告をしたとか、あるいは検査を拒んだとかいう場合におきましては、ほかの法律と同じように罰則を設けるわけでございます。

有効期限としましては、一応十年というふうと考へましたが、これは五箇年計画と大体見合いをいたして、十年くらいが適當ではないかと考へて、十年ということにいたしましたわけであります。いづれにしても、この法律につきましては、試験だけを問題にしておられるわけでありまして、あるいは採油とかそういう問題につきましては、別にこの法律におきましては、これを促進させるという法律にはなつていないわけでありまして、先ほども申し上げましたように、石油につきましては他の鉱物と違ひまして、その重要性におきましては、どこまでも試験がその大部分でありまして、試験だけ成功すればあとはきわめて容易であるという観点から、この試験に対しましてのみこれを強力に推進したいという考へてございます。

それからもう一つ、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきましては、先ほどの提案理由の説明でも十分尽きておるかと思ふのでありまして、むしろ要綱の方は簡単に書いてありますが、現在助成金の後払い制度になつておりますので、これを前払い制度にしたい。この前払

いときにおきましては概算払いというところに結局なつて思ふのですけれども、現在石油の探鉱地帯は主として非常に寒い雪國の方面が多くありますので、なるべく早く政府の金を出した方がそれだけ促進される。あるいは金融の面から見てもその方がいんじやないかというふうにも考へられますので、前払い、概算払いという制度にしたいという考へ方であります。

それからもう一つは納付金の限度の廃止であります。現在成功した油田からは一定の歩合によりまして政府に助成金の返却を求めているのでありますけれども、これが交付された助成金の限度において、その鉱業権者だけにどまつております。そういたしますと、成功しないものもひつくるめますと、結局政府が出した助成金は全部返つて来ないことになりまして、しかし一方におきましては、一ぺん当りますと非常にもうかることになりまして、そのういう面からいいますと、もうかる業者がある程度負担していただきたい、政府の出しました助成金が大体全部返つて来るようにした方が、現在の財政の状況等からいいますと、いいんじやないかと考へまして、この納付金の限度の廃止をすることにいたしましたわけでございます。

以上きわめて簡単でございましたが、この法案の内容につきまして御説明申し上げました。なお逐条説明につきましてはまたの機会にいたしたいと思います。

○中崎委員 この石油の探鉱といひますか、試験ですか、試験に対する指定地域はどういうふうにされる考へであるか、承りたい。

○川上政府委員 この指定地域につきましては、今回の法律においては一条に載つては、今回の法律においては一条によつて毎年々々行つて行きたいというふうに考へておられますが、その告示は何県何郡何村字どこ／＼というふうな書き方ではなくて、いわゆる鉱区図によつて発表して行きたいと考へております。これは手続の問題でありますけれども、その指定地域につきましては、現在石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会というものが通産大臣の諮問機関としてありますので、ここで技術的にいろいろ検討いたし、その上で決定いたしましたので、先ほど申し上げたような手続によつて告示をしたいと考へております。

○中崎委員 大体予定されている地域はどういう点でありますか。今までずつとやつていられるものですか、これをまた新たに指定されることになるのですか。

○川上政府委員 大体たいいまでやつておりましたところも、あるいはその隣接地区も、あるいは新しい地域も全部ひつくるめて考へておりました。これはいつかこの委員会にもお配りしたと思うのですが、石油五箇年計画の中に相当こまかくどこ／＼のどのどこに郡のどこ村のどのが入つておりますか、そういうところは大体指定して行きたいと考へております。先ほど申し上げましたように、五箇年のものを全部一ぺんに発表することもある問題が起きますので、一年ごとに追加して行くことにしたいと思つております。初年度におきましては、現在の助成金とか、あるいは企業体の資金の状況とか、いろいろ／＼なところを検討

いたしまして、なるべく厳密に、また最大限度に指定地域をきめて行きたいと考へております。

○中崎委員 次に助成金の事前払いといひますか、大体包括的に概算払いにしてやられるということですが、受ける予定されている相手先は大体どういふところか。金額的に見て、たとえば一番大きいものがわかつておりますれば、おおよその見通しを発表願ひたい。

○川上政府委員 今の五箇年計画で行きますと、密石関係がそのうちの八割程度になるんじやないだらうかと考へております。あとの二割くらいのものについては、件数はそうたくさんないと考へております。鉱業権者の数は五件か六件かの程度じやないだらうかと考へられますが、今日その資料を持つて来ておりませんので、他日詳細に御説明申し上げたいと思ひます。

○中崎委員 次に交付金に対しては、後日成功した場合には返還するといふか、納付することになるといふ御説明ですが、うまく当たった者が納付する限度をどこに置かれるか、そこを説明していただきたい。

○川上政府委員 これは現在石油及び可燃性天然ガス資源開発法の中に一応の規定があるわけでありまして、その規定によつて一定の率がきまつておりますから、その率は生産量かける販売高の千分の幾らということになつてゐると思ひますが、それを五箇年にわたつて毎年納付することになつておりますから、その規定によつてやることになつております。

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

○大西委員長 次に貿易に関する件について調査を進めます。質疑の通知がありますので、順次これを許します。川上眞一君。

○川上委員 大臣が見えておりませんから局長にお尋ねしたいのです。外貨の問題です。外貨を外国銀行に預けてあるが、これは八割以上預けておられるのです。あれはどうして外国銀行に預けなければならぬのか、この点なるべく簡単に答え願いたい。

○牛場説明員 これは実は大蔵省の主管でございまして、私から申し上げるのもちよつと筋違いなのでございまして、私どもの聞いておりますところと、常識で考えまして、結局外貨を預けることによりまして、いろ／＼な点で日本にとつて便宜を得られるというやうな意味合いもありまして、現在外国銀行の方に相当多額の金が預けられておるといふことではないかと思ひます。

○川上委員 どういう便宜があるのですか。
○牛場説明員 ただいまは日本の方で特別にその便宜を使つてはおりませんが、たとえば日本が預けました外貨を振替にいたしまして、向うで日本の輸入に對しましてある程度短期の信用を供与してくれるというやうなこともあるのでございまして。これはただいまの国内金融なんかの関係で日本側では現在それを利用いたしておりますが、そういうやうなこともできるわけでありまして。それからいろ／＼な点で日本の銀行が海外に支店を出すというやうな場合におきまして、一人立ちではなかつた仕事ができにくい、そういう

場合に外国銀行と大体商売関係の契約を結んでおるのでありますが、そういう場合に外国銀行の世話になることもずいぶんあるわけでありまして。それからすべての日本の輸入を日本の銀行だけを通じてやることは現状ではなかなか無理でありまして、輸入につきましても信用状を開きますときに、五割なりあるいは三割なりの一種の保証金みたいなものを積まなければならぬ、外国銀行を通じて商売を行います場合には、外国銀行にそれを積むというこ

とになりまして、そういうやうな関係から外銀の方に大部分の預金が行つておるといふことではないかと思ひます。
○川上委員 それは一つも理由にならぬのですが、実際それだけですか。それならそれについて次のことを聞きたい。あとでまた大臣に聞いてもいいのですが、外国銀行の爲替業務は通産に關係がありますか。所管外だと言ふねようにひとつ返事をしてもらいたい。これは通産の問題です。大蔵省が妙なことをやつておつたら通産省で何とか言うたらい。外国銀行の爲替業務を、どういふやうな検査をするか、またどういふ報告を外国銀行は提出しておるか、この点です。

○牛場説明員 お尋ねの点はおそらく日本に支店を出しております外国銀行のことだと思ひますが、これはやはり日本の普通の銀行法によりまして爲替銀行としての認可を受けておりまして、従つて監督は全部大蔵省が行つておるわけですね。報告されたもの全部について日本の爲替銀行と同じやうな報告を徴しておりますし、検査等も普通の日本の銀行に對してと同じ検査を行つておると聞いております。これは決して

所管外だからと申し上げるわけではございせんが、実情は実は大蔵省の方にしかわかつておりませんので、詳しいことは大蔵省の方からお聞き願ひたいと思ひます。

○川上委員 所管外だからこれは知らぬと言つてはいけぬ、実際は検査していないのです。これは銀行局の調査部がしております。あなたの方に御承知ないので、占領中にはこれを検査して妙なことが出てはいかぬというので検査しなかつた。ところがそこがそれなりになつても、今も実は検査しておりますと申すので、通産省が知らなかつたといふことは私はとんでもないと思ふ。どうなつておりますか。

それからその報告は日本銀行並の報告をしておるといふのであるが、帳簿じりの報告になつておると思ふ。日本銀行の爲替業務はそうではないと思ふ。件数ごとに報告しておると思ふ。私がなぜこういうことを聞くかという、こういうことをしておつたらやみどるの抜け穴をつくることになるからである。それで通産行政に關係があると言ふのです。金融統制を加えたと言つておられますけれども、こんな大きな穴を開けておいて、統制もどるの取締りもくそもないのじやないかというところを私は聞いておるのであつて、通産關係の人が知らぬといふことになつてはちつと困ると思ふのです。通産行政の根本に關する問題だと思ひますので、ひとつ御答弁を願ひたい。

○牛場説明員 検査及びその報告の細目のことは実際私どもも一々聞いておる次第ですが、もちろんおつしやる

やうな意味で關係はありますので、そういう疑いがありますれば、大蔵省とも連絡して十分注意いたしまして、遺憾なきを期したいと存じます。

○中崎委員 関連して……。この問題は重要だと思ふのです。そこで實際の所管は金融の關係から大蔵省だと思ひますが、この問題はなかつた重大なものであります。そこで大蔵大臣なり責任者に出席してもらつてこの問題を明らかにしてもらいたい。われ／＼はこの問題については慎重に審議して行きたいと思つておるので、委員長のところにおいてそういうふうなおはかりを願ひたい。

○川上委員 今中崎委員の言われた通り、これは大蔵大臣にも、通産大臣にも聞かなければならぬ。通産局長がこれを知らぬといふことが第一おかしい。今度緊縮財政をつつて、金融統制の相談もして、そして日本の経済、貿易の問題について政府は重大な決心をしておるといふのです。そして日本の国民生活、平和産業に對しては重大な打撃を与えるであらう政策を立てておる。そのときに外国銀行の検査もできずにおらぬし、外国銀行の報告も日本銀行の爲替業務の報告と違つておる。こういうことをしますと、まづたく通産行政の面において大きな穴が開いておるのをほつておくことになると思ふ。そこでなぜ外国銀行にだけお預けになるかといふこと、また外国銀行の検査はいかに行われておるかといふことを聞いたのですが、これを局長が知らぬといふやうなことではいかぬと思ふ。これは大きな問題でありまして、これをもう一べん問うても、所管外だから知らぬと言われるでしょうからこれ以

上聞きません。またはかの機会に聞きまされども、これはひとつお考えおきを願ひたい。こういうことは返事ができるやうになつておらなければいかぬ。十分に検査ができておるなら、絶対検査しておるから通産行政上心配はない、こういう返事ができなければならぬと思ふ。

そうすると、これもおそらく知らぬと言われるだらうと思ふのですが、非常にたくさんのお金があるはずだ。この円資金は主として外銀が持つておるが、検査しないのだからこれはわからぬ。これがわからなかつたら、どうして金融統制ができるか、金融統制ができないうちやないか。通産行政上にこういう穴があつたら仕事はやれないう思ふ。そこで検査といふ問題が重要になつて来るのです。にこれについても何も御承知ありませんか、どうですか。

○牛場説明員 外国銀行の円資金について私の知つておる範囲で申し上げますれば、外国銀行も現在日本の円の預金を扱つておられて、円の預金をとることによつて資金ができる、それからある場合にはドルを売つて円を買うといふこともあり得ると思ひます。それからもしお尋ねの趣旨の中に、一種の封鎖円みたいなものがあるじやないかといふことでありますならば、これは現在映画關係の収益の中で約三割くらいしか送金されておるわけですね。残りは封鎖されておるわけですから、残りは封鎖されておるわけですから、これは用途がきまつておるわけですから、これにつきましては、もちろん嚴重に大蔵省において報告を徴しております。これは必ずしも外国銀行だけじやなくて、日本の銀行にも預けられておるの

○川上委員 しかしこの蓄積円の外銀に預けてある分の調査を十分にしないというところになると、どういう操作でもできる、また日本銀行の分は検査がありまうからこれはわかるでしょうけれども、外銀は十分に調査しないのだから、どのくらい預けてあるかわからぬ、そうしなければこの蓄積円をどういふふうに使つておるか、これは報告ではわからぬ。帳簿じりの報告だけでしたのでは、一々検査しなければ、何でもできることは御承知の通りなんです。検査せられないというのを考えてみると、何でもできる。これは日本の金融経済の政府の考え方の裏でも行けるし、混乱でもできると思ふんですが、この点についてはどうお考えになりますか。

○牛場説明員 私ども銀行検査の結果につきまして、一々大蔵省から報告を聞いておるわけではございませんが、しかし大蔵省において万遺憾なく検査いたしておることと固く信じております。

○中崎委員 関連して……。映画関係の封鎖円ですが、これは報告をとおつておるといふわけですが、これについては三年くらい前からの資料がほしいんです。それから同時に大蔵省で処理されておるのか、あなたの方で処理されておるのか、その点をちよつと聞きたい。

○牛場説明員 これはただいま大蔵省の主管になつておりますので、資料は私の方からそちらの方に連絡して出させるようにいたします。

○川上委員 この問題はほかの機会にもう少し聞きたいと思ひます。

続いて外貨のことが非常に問題になつておるのですが、これは現在幾らある

りますか。

○牛場説明員 ドルとポンドを合せまして、いわゆる現金として使ひ得る外貨は、今年の三月末で約七億ドルになるといふふうにお考えになつてよいと存じます。それ以外に清算勘定におきまして約八千万ドルほどのプラスになつておる分がございます。但しこれは御存じの通り、ある程度焦げつきが懸念される債権も入つております。

○川上委員 約七億ドルといううちには、オープン・アカウントの勘定、あるいは焦げついておる分は入つておるんですか、入つていないんですか。たとえばインドネシアが一億四、五千万ドルあると思ふんですが、これが入つておるのか入つていないのか。

いま一つついでに聞きますが、未決済の支払債権は引いてあるのかどう

○牛場説明員 約七億と申し上げる中には、焦げつき債権は入つておりません。未決済のものにつきましては、これは解積の仕方にもよるのでありますが、綿花借款の分などが現在のところ約七千万ドルほど入つております。

それから国際通貨基金関係であります。これは必ずしも債務と見る必要はないと存じます。従ひまして大体綿花借款の約七千万ドルがそのうちに含まれておるといふふうにお考え願つてよろしいと思ひます。

○川上委員 そうすると、実際に使える金は六億ドルしかないということになるとと解してよろしいのでしょうか。

○牛場説明員 綿花借款につきましては、まだはつきりと方針がきまつておるわけではございませんが、来年度に

おきまして引續いて借款を受けたというところを考へておるわけでありまして、それが受けられれば、引續いてその分の債務をすぐ払ふ必要はなくなるといふことになると思ひます。

○川上委員 六億ドルとすると、政府の方で今外貨予算の問題をいふ／＼やつておられるでしょうが、今年の予算をどのくらいに見積るつもりでおりますか。

○牛場説明員 おそらく明年度の外貨予算のことだと存じますが、一番問題になりますのは、幾らくらいかせげるかという問題でありまして、これにつきましては、先般来国会には、輸出が十三億七千万ドル、それから特需の方で七億六千万ドルという数字をお出ししてあることは御承知の通りであります。ただこれはいわば理想的といひます。ただこれはいわば理想的といひます。ただこれはいわば理想的といひます。

基礎にして外貨を使う方の計算をする。これは幾分危険でありますので、それよりも収入を内輪に見積りまして、それで大体収支がほぼ合う。幾分の赤字が出ることは、昨年の秋の凶作の結果といたしまして、二億ドル余りの食糧の緊急輸入をいたしまして、まだその買付の済まない分が約七千万ドルほどございまして、これはやむを得ないと思ふのであります。それを除きましては、大体においてバランスするところへ持つて行きたいと存じます。

先般の閣僚審議会におきましては、明年度における外貨の実際の支払いを、二十億ドルを下らざる程度にしようといふふうにいたしておられます。従ひましてそれを基礎にして考えますと、外貨予算の規模と申しますものは、おそらく二十一億ドルないし二十二億ドル

くらいにおちつくのではないかと。これはもちろんわくを外の方からきめて来る考え方でありまして、それに対して物資別に、かつ産業別に需要を測定いたしまして、下から積み上げて行く作業をやつておられます。それがうまく合いますかどうかはこしばらくのうちにわかつて来るかと存じますが、大体の見当はその程度にいたしたいと考へております。

○川上委員 まず輸出の方と輸入の方との関係であります。輸出の方も今言われたのですが、輸出の状況がよくならなければ外貨は入つて来ない。外貨を押えれば問題が起つて来る。これはあとで聞きますが、輸出についてちよつと聞きたいのです。十三億ドルと言つておられるのですが、去年は比較的ドル地域の方にある程度進出したと思ふ。しかしスターリング地域の方は、まづ全般的に見てポイコットされた。ところが今年は、日英協定の経過から見ても、スターリング地域の方が好転するとは思えないのに加えて、ドル地域の方が今年はアメリカとの競合になるのじやないか。現にアメリカは鉄鋼生産にしまして、もう二〇％も下つておる。これはどうしても外国へ出さなければならぬ。そうすると、去年比較的に進出したドル地域が今年は必ずアメリカとの競合になるのですが、そのことを計算しないで、輸出がうまく行くかどうかというように考へておられるその根拠がわからないのです。それはどういふうぐあいになるのですか。

○牛場説明員 御承知の通り昨年度のドル輸出は、一昨年度に比しまして約一億ドルくらい伸びまして、私どもとしても非常に喜んでおるのであります。

す。大体におきまして四億五千万ドル程度行つておるのでございまして、お示しの通り鉄鋼事情等大分かわりました。しかし昨年度といへども、鉄鋼がドル地域に出ましたのは非常に少ないもので、むしろ一昨年多かつたのであります。日本の輸出の主力と申しますものは、農水産物あるいは雑貨類、生糸、それからミシンというような農産物、水産物及び中小工業に基礎を持つ品物が多いのであります。こういうものは現在の日本の状況をもつてしましても、非常に国際的に競争力が強く、何しろ日本でなければできないものも相当あるのであります。アメリカに非常な不景気でも参れば別であります。現在程度の状況でありましたならば、大体昨年度の輸出は維持できるのじやないかというのが、われ／＼関係各省間の考え方でございます。但し非常に慎重を期しまして、昨年は四億五千万ドルでありましたが、今年度はそれよりも二千万ドルほど減るのじやないかというふうにかたく見ております。それからオープン・アカウントにつきましても、大体協定をつくつてやつておるのであります。大体の見通しは各省とも一致しておるところでございます。

そこで問題は、今お示しの通り、まづたゞスターリング地域に対してどれほど出るかということでありまして、これは先般の日英協定の結果がどの程度実現できるか。この協定におきましてイギリス側が輸入制限緩和を約束いたしましたことは、大体においてその通り向うはすでに実施しておるようでありまして、あとはこちらの死込み努力といふことにかからざるを得ないとい

思います。これもあの協定通り行きま
すれば、五億ドル以上輸出が出るはず
であります。非常にかたく見積りま
して四億二、三千万ドル程度で一応押
えて予算を組んでおられるわけでありま
し、私ももといたしましては、これ以
上伸びることを非常に強く期待してお
るわけでありま。

○川上委員 非常に伸びるような答弁な
んですが、それならば、耐乏生活だの
デフレだの、国民が大騒ぎをしておる
ほどのこんなことはしないでもいいの
だ。現在日本の輸出品は、国際価格に
対して二割、場合によつては三割高
い。これを去年通りに行くのだという
ことを言つておられる。そうすると、
輸出とデフレ政策との関係はどうなる
のですか。

○牛場説明員 輸出は昨年度が合計で
十一億六千万ドル程度であります。こ
れよりはるかに伸びると私も考
えております。ただデフレ政策との関
係いかんという点になりますと、問題
はおしる最近に至りまして、日本の内
需の方が非常に急激に伸びておるとい
う点にあるのであります。たとえば昨
年の十月—十二月の産業活動を基礎
にいたしまして、これを満足させるだ
けの物資の輸入をするといひますと、
約二十六億ドル以上の輸入をしな
ければならない。つまりそれほど日本
国内の需要が旺盛になつたということ
なのであります。それを押えることにな
りますので、デフレ政策が必要にな
つて来ることになるのではないかと考
えます。二十六億ドル程度のもので二
十億ドルに圧縮するといふことは、約
二割の圧縮でありまして、生産のピー
クを押えまして場合には、やはり相当

程度抑制しなければならぬ。しかし
輸出の方が伸びれば、また道が開かれ
て参るわけでありまして、その伸び方
が、現在のところでは割合に慎重に見
ておるといふことであります。

○川上委員 そこがわからないので
す。今のレートそのまゝにしておい
て、輸入をしさえすれば、ばかにもう
かるのですか。当然思惑輸入もありま
しょうし、あるいは無為替輸入もどん
どんやつておるのです。石油なんかも
その通りやるのです。それですからデ
フレ政策をやると輸入が入つて来ない
ようになるからというの、これはは
くつにならぬと思う。輸出の競争力を
増すというなら話になりますけれど
も、これは一両ならぬ。

その次には一体いつごろデフレの効
果が現われるか。一体現わす気がある
のか。今の状態ではいつごろなるのか、
それを全然考えないで、今年はこのう
なるのだ、あなるのだといううやうや
な、非常にのんきな御説明があるのだ
が、私はどうも理解できないのです。
たとえばデフレの効果が、いつごろ効
果となつて現われて来るか。それに伴
つて輸出入の関係がどうなるかという
ことがはつきりしませんと、観念的に
いろ／＼話を聞きましても納得するこ
とができないのです。これはどうい
うことなのですか。

○牛場説明員 輸入の規模と、それか
ら国内経済とか輸出の関係は、まこと
にお示しの通りでありまして、むやみ
に輸入ばかり押えれば、国内の物価を
かえつて上げることになるおそれがあ
るわけですね。私もむしろ国際収支
というものは、結局国内の経済一般の
反映であると考えるわけでありま。

ただ現状においては、そういう考えだ
けで輸入を自由にして行くことは、外
貨の事情から申してできない関係に
ございまして。従つて一方にはやむを得ず
締めながら、しかしながら輸出用原材
料はできるだけ確保して行くというこ
とにいたしまして、その間国内のデフ
レの進行をまぢまして、結局内外の貨
幣価値が一致して行く方向になると思
うのであります。

デフレの効果がいつごろ出るかとい
う点につきましては、私から申し上げ
るのははなはだ僭越なのであります。
が、私もはなはだ少くとも、本年の下半
期においては、大分効果が出て来るとい
うことを期待しておるのであります。従
つてもし来年度の外貨の収支上赤字が
出ると思はれますれば、上半期において
むしろ赤字を出してしまつて、下半期は
均衡に持つて行きたい。これは国内の
状況が立ち直るならば、必ずその均衡
は達成できると考えておるわけであり
ます。

○川上委員 大臣がまだおいでになら
ないのですが、これから先については
大臣に意見を聞きたいと思ひます。

○大西委員長 暫時休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時二十六分開議

○大西委員長 休憩前に引き続き開会
いたします。

○山手委員 大臣に外貨の関係でお尋
ねをいたしたいと思ひます。先般大
体のお話は承つておりますが、外貨引
締めと並行して資金統制がされて、金
融がうんと引締められております。そ
のために問題あるいは小中企業者が非常

に困難な状態に陥つて手持ちの滞貨を
投売りする段階に來ている。滞貨を不
当に安く投売りをするといふことは、
その次に來ることは尙社あるいは中小
企業者の倒産なのであります。こうい
う外貨から火がついて來て、金融をむ
ぢやくちやに締め付けて行くだけで、と
うてい物価は引下らない。ただ経済界が
混乱をするだけだ。私はこういうふう
に感じております。聞くとところによ
ると、政府の方では一部の品物について
は物的な直接統制をして、消費規制を
して行くという意図があつて、研究
をされてゐるようでありまして、そう
いう面について検討をしておられる現
在の段階での政府の立場をこの際明ら
かにしておいていただきたい。

○愛知國務大臣 前回の当委員会にお
いても申し上げましたように、物自体
についての統制といふところまでは現
在考えておりません。ただ外貨の予算
につきまして、これは非常に時間もか
かりますし、慎重に措置することが必
要でございまして、現在ではできるだけ
すみやかにと思ひ、外貨予算の編成に
當つてゐるのであります。また結
論が出ていないのであります。この
結論が出るものと相照応いたしまし
て、必ずしも統制と申せませんが、
ある物資については何か考えなければ
ならぬ点があるのではなからうかと
考へております。問題はいろ／＼の観
点から整理をいたしまして、その一つ
一つについて部内でもいろ／＼と論議
を聞かしてゐる、こういう実情が現在
の偽らざるところでございまして、
いましばらくそれらの点につきまして
は時間の余裕をお与へ願ひたいと思
つております。

○山手委員 金融を引締めて行くとい
うお話でございしますが、二、三前まで
は、たとえていへば、資本金が一千万
円程度のものに對しても、輸入や国内
の商売について数千万円ぐらゐまでの
信用の拡張を許した。そういうことで
政府が自由々々というて、そういう面
についても比較的しにせや何か金融
もついて行くという建前で、問屋など
いろ／＼な仕事を許して來た。人もふや
したし、設備もいろ／＼して來た。倉
庫もつくつた。ところが今日の段階に
なつて自己資金が一千万円しかないも
のに、自己資金のわく、限度ぐらゐ
で仕事を縮小せよ、こういうふうな
ことを言ふねばかりの金融の引締めが
行われております。そうすると、二、
三年前政府が懲罰し、あるいは暗黙の
うちに許したところによつて起きた大
きな経営体といふものは、一パンにこ
でくずれてしまふ、それが前提にな
つて行くわけでありまして、こういうこ
とについて政府は手を打たないで、た
だ金融を引締めて行く。それが外貨の不
足につながつておるからだ、物価を引
下げるのだ、こういう野放しの政治と
いふものはあるべきものじやないとい
ふことは考へております。そこで単に金融
だけで行くのでなしに、この効果がある
ように物的な真正の裏づけから行かれ
るのならまだ／＼でありまして、いき
なり表向きに金融措置だけで物価を引
下げて行くと思つても、それは下
るものじやないやうな氣もするし、経
済界に非常に大きな影響が來ると思
ふ。今検討されておるものは、商品別
には何と何を中心にして、どういふ
うにやろうとしておられるのか、もう
少し具体的にお示しを願ひたい。

あると思います。それを単に足りなく
なつたからということだけではなし
に、そういう産業や何かを興すことは
一朝一夕にできることでもないし、年
次計画を立てて、一つ／＼早目に手ま
わしよく育成して行くということにな
なくては、今年度のようなきわめて醜
い事態が起る。外貨が非常に少なくな
つたというので、大騒ぎをして、緊縮財政
だ、あるいは外貨の割当の削減だとい
つて大騒ぎをする。そのためにいろいろ
なる商社が倒産をして行くというふう
ないろ／＼なとばかりが起きて、醜
い事態が繰返されて行くであらう、こ
ういうふうな気がいたします。今お話
のありました石油のごときものでも、
戦前の最高は五、六百万トン、日本が
連合艦隊を持ち、飛行機も一万機近い
第一線機を飛ばしておつた軍隊を持っ
ておつた当時の日本の石油消費量は、
五、六百万トンで、これも一番多かつた
ときであります。それが昭和二十九年
年度においては千百万トンもなければ
いかぬだらうというふうに政府側にお
いても作業した結果見通しをつけてお
る、まづたく驚くべき数字が出ておる
のであります。連合艦隊やあれだけの
航空機を持つておつた当時の日本の石
油の消費量は、今日の半分以下である
などというふうなことはしろうとはだ
れも知らない。ところが重油々々と言
うのみならず、昨年あたりは政府は重
油転換を極力奨励された。あの政策一
つをとつてみましても、重油政策を政
府が奨励したために重油転換に必要な
タンカーをつくつたりいろ／＼な設備
を中小企業や各産業がやつた。それを
今日またばつと切られてしまうので
ありますから、政府は非常に責任があ

ると思う。小さな会社や産業でも五十
万や百万その設備につき込んで遊休施
設になつておるものがたくさんありま
す。そういうものについて利子補給く
らいする責任が政府にあると思いま
す。これはやらなければいかぬ。そこ
ろが政府はおかむりで、重油はここ
あたりであまり入れることはできませ
んというふうな態度に出ております。
将来は石油はこの程度まで入れるの
だ、これ以上は入れないのだ、設備は
何と何は優先的にこういうふうな規制
をして配給をしてやる、しかし自動車
とかなんとかああいうような消費のな
かなか押えられないものについては、
これ／＼以上は配給しませんといいふ
うな、しつかりした見通しを立てて対
処しておいでにならないと、千百万ト
ンどころか、千二百百万トンも三百万ト
ンも一兩年のうちに車があふえて来る
し、いろ／＼な産業関係も重油を使え
ば非常に安上りになり、コストが切下
つて行くのですからあつて行くばかり
だと思ふ。今のお話のようなことだ
め押しをして一つ／＼穴をふさいでお
るような政治をやられると、何をおや
りになつても成功する道はないと思
ふ。油一つ例にとつても、そういうふ
うにきちつとやつて行くべきなのに、
すぐ驚いて物の面まで規制をするよう
なことは、私はお茶濁したと思ふ。日
本の自立経済の關係もありましますし、
つと／＼しつかりした御答弁を大臣からお
願ひいたします。

○愛知国務大臣 私はいさよう最初にお
答へいたしました通り、私ももととして
のはつきりした見通しをもつて御理解
願ひたいという線であつた。いま鋭意作業
いたしております。石油の問題につき
ましてもお話はよくわかるのでありま
して、そういう線において御理解が願
えるような案を不日御審議をお願いいた
し、こつちうふうに考えておりますし
て、もちろん急ぐことではございませ
んが、そうかといつて練れない案を責任
者から申し上げることは、かえつてい
かがと思ひましたので、つい答弁を申
し上げることが抽象的になるのであり
ますが、その間の事情は最初に申し上げ
たように、いましばらくの時間の余
裕をお願いしたい、こつちうふう
に申し上げておるのであります。

○大西委員長 加藤清二君。
○加藤(清)委員 私に与えられた時
間はさうは少いようであります。の
で、私は外貨割当の基本方針を大づか
みに承りまして、あすから個々にわた
つてその詳細について承りたいと思ひ
ますので、まづそのような御用意をし
ていただきたいと思ひます。

まず第一番に、外貨が二十億ドルと
十二億ドルでバランスがとれない、そ
こでその開きがだん／＼毎年あつて一
方である、困つたから削減しよう、こ
ういうお話で、それまでは非常によ
つともでございませうが、第一にこの審
議ですが、予算の方はあれほどの日数
とあれほどの員数をかけてやつさもつ
さとおやりになる国会が、それと同等
の金額——二十億ドルということにな
りますと、どう考えてみても、マル公
にしても七千二百億でございませうが、
こつちうの膨大な金額を審議するにあ
つて、ただいまの大臣の答弁でありま
す、今調査研究しておるから、もう
しばらく待つてくれと言ふ。こつちう
ふうなことでは困る。こつちうの原案で
あるが、これはどうだというふうなも
のを出されるべきだ。しかし今日の法
律上から行けば、国家予算はあつて
ことにするけれども、外貨予算の割当
は行政措置だということになつておれ
ば、これはやむを得ないことももしれ
ば、これはやむを得ないことももしれ
ば、いふけれども、少くとも外貨がだ
んだん食いつぶされて行き、これじや
困るというので、ただいま同僚議員か
らお話のありましたように、せつ／＼
設備させたその設備までも廃棄させな
ければならぬようなことが起つたり、
あるいは片や外貨割当の方向間違ひか
ら、過剰投資が行われておつたとい
うようなことで、国民経済に及ぼす影響
どころか、国民経済の大半はこの外貨
によつて握られておるはずでございま
すが、こつちうの見地に立つた場合に、
大臣としては何か隠し事をしているよ
うに、これはもうしばらく研究さして
くれと言つて、国会のおしまいぎわ
に、こつちうふうだからしんぼうして
くれ、これじやほんとうの審議はでき
ぬと思ふのです。そこで大臣として
は、かりの案でも何でもよろしゅうご
ざいますから、少くとも基本的な方針
というものと、大づかみの数字くらい
は出して、予算委員会にかけなくて
も、少くとも専門の通産委員会にはか
けるくらいは御用意がないものか。そ
ういふことはやらぬでも、われ／＼の
方針だけでつこう、朝令暮改はいた
しません、こつちうおつしやいますか、
どんなものでございませう。

○愛知国務大臣 外貨予算という言葉
は、法律上の用語にも最近なつておる
わけでございますが、私は、先ほど御
指摘の通り、これはいわゆる予算とは
非常に性格が違ふものだと思うのであ
ります。それで実は昨日でしたか、本
日でしたか、参議院の予算委員会でも、
与党でない方からも、大體政府は
外貨予算などというものをみんな手の
内をさらけ出してしまつてゐるが、国
際的な關係、あるいは貴重な外貨の使
い方についてもつと効率をよくするこ
とを考えたかどうかという御意見があ
りました。それらの御意見からせん
たくいたしますと、たとえばその発表
の方式その他についても、もう少し考
へたらどうかという趣旨のようになつ
てゐる。これは国内の問題だけでなく、
申すまでもなく貴重な外貨であります
から、たとへば価格等についてもでき
るだけ安く買ひたいというふうなこと
を考へますと、対外的な關係を見ても、
先ほど申しましたように、拙速に、練
れない案を早く御審議を願ひ、あるい
は議題に上せるといふことが、かえつ
て大局的にどうかという点も配慮いた
さなければならぬと思ふのでありま
す。しかしながら私はさうかといつ
て、全然秘密、独善的にやろうとい
ふような考へは毛頭ないのでありま
して、ただ十分におれ／＼としての考
方を整理いたしました上で、御説明を
申し上げた方が適當であらうと現在考
へておるわけでありませう。

○永井委員 関連して……。ただいま
の大臣の答へであります。大臣は
今外貨予算についていふいろ／＼な作業
は進めておる、これは大體的な見地に
立つて考へておる、こつちうの御答弁の
ように了承したのであります。二十
九年度の一兆円予算はもう衆議院を通
つて、参議院にかかつてまことに成立し
ようとしておる。その国内の二十九
年度予算というものとこの外貨予算とい

二十八年度の現在の状態とを比べてみますと、二十八年度の供給量を約二割減るものと仮定しましても、二十七年の消費量から見ればなおかつ一割以上上まわる量になるわけでございます。一般家庭で直接購入しておる量の約二倍以上は、二十七年の二割以上上まわる量ならば確保ができると考えております。それから繊維原料である原毛等につきましては、同様に二十八年度の供給量をたとえ二割近く減つたといしましても、二十七年の供給量からいへば約二割の増加となるわけでございます。また石油等につきましても、二十八年度の平均と、かりに二十七年と比べてみますならば、ガソリンでは三割強、重油ではさらにそれ以上の供給の増加になるというようなことになるのでありまして、私の方でもまだ漠然たるところで、具体的数字を申し上げるに至りませんが、二十七年に比べれば相当の量が増加をする。それから二十八年度のことでは特に申し上げておきたいと思ひますのは、たとえば昨年の十月―十二月というような期間は、各物資について実績がきちつとわかるわけでございます。特にその期間が非常にふえておりますので、この期間を延ばしてかりに一年間と考へた場合には、それに比べれば二十七年の一割増しくらいのところでありまして、その差が非常に大きいので、直接最近のところと比べてみますればかなり大幅な削減になるのであつても、二十七年に比べればまだ相当上まわるという程度のところではなかろうか、それを基本にいたしまして、その場合、たとえば石油等につ

いては、農村、漁村方面のどうしても油がなければならぬものについてはどういふふうな措置を講じたいかというか、その場合におきましても、ただちに戦争中を思い出すような切符制というふうなことはなるべくいたさないで、そのほかの措置で行きたいものだという気持で、いろいろと今案を考へておるような状況でございます。

○加藤(清)委員 きよう初めてこの外貨割当の基本にふれるようなことをやや詳細に承つたわけなんです。大臣の真摯な態度には敬意を表するわけなんです。日本の総予算とほとんど同額に、マル公にすれば七千二百億でございますが、今日通用するところの實際の世の中の相場から行けば、外貨の二十億ドルというのはまさに一兆なんです。金額にしてすでに予算に匹敵する。これはまたあなたの今おっしゃつた言葉の中にもありました。通商航海の外交との関係も非常に大きなものがございます。こういうものを審議するにあつて、政府の方としてはたゞとき／＼お漏らし願ふだけだ、私はきちつとした基本骨子からある程度の大づかみの数字くらいはこゝへ出して審議なさつた方が、外貨予算を削りましようとか、耐乏生活をいたしましようとか、輸入を削減しましようとかおつしやる政府の看板にはよく合ふような気がいたします。そこで大臣はこれを早期に研究して出す／＼と誓つていらつしやるが、一体その目途はいつてございませうか。この前もそのことを聞いたのですが、いよ／＼国会が終りかけてから、こうきめたからこうしてくださというやり方では困るので、どうなりと審議してくださいます。

うて出しなかつたとしても、会期末であつたとしたら何ともならぬ。没落子で、おつしやる通りまあ／＼ということになる、幸い牛場通商局長のようなエキスパートがおつてつくれるのですから間違ひはないでしょうけれども、過去の外貨の予算から見まして、朝令暮改が非常に多かつた。そのおかげで業界が苦しめられる。業界が思惑をやるとおつしやるけれども、倒産商往統出の原因は、業界の思惑よりも外貨の問題で政府の態度が業界に及ぼす影響の重大さを考へていただかなければいかぬと思ふのです。そこで原案を一体いつ御提出なさつて、われ／＼がそれを受取つて審議する期間に、大臣としてはどれくらいを御予定になつていらつしやるのか。この点ひとつ承りたい。

○愛知国務大臣 予算案につきましては、法律というよりは制度の問題でございます。法律としましては、両院の議決をいただくございまして、このときにはい／＼議論が出ただけで、思想統一をしたのであります。それにしても今日の当委員会に伺ひまして、ただいま申し上げたほとんど全部を、こういう考へ方で進んでおりますというのを御報告申し上げたのであります。それでこれは私もほんとうに誠実に申し上げるのと思ひます。それで今週中あるいは来週に――今の見通しではなからうかと思ひますけれども、さらにまた閣僚會議等をしていまして、政府内部の思

想統一をさらに詰めて行きたい、こういうスケジュールになつておりますので、それらの進行状況とも見合せて、中間的に御説明をいたして参りたいと思つております。それからプログラムといひましては、従来は御承知のように半年ずつの外貨予算を編成しておりました。従つて従来の列で申しましても、四月から十月のものは三月のぎりぎりまでにきめておりました。本年もどうしても大体の時期としてはそうならざるを得ないかと思ふのであります。特に先ほどもちよつと触れた問題でありますけれども、国内措置の問題等もございまして、今回は財政金融政策も相当かわつておりますので、そういうような点と総合してうまくやつて参らうといひますと、どうしても三月のぎり／＼の末にならざるを得ない。今のところはこういうふうに見ております。しかし中間的に私どももいたしましては、できるだけわれ／＼の考へ方を御説明いたして参りたいと思ひます。

○川上委員 関連して……、ちやうど出て来たので何うのですが、外貨予算というものをどん／＼発表して行くのが従来の習慣だと思ふ。これをするのがいい悪いというのを言つてゐるのではないが、一体こんな外貨予算をつくつて、半年先、一年先の分も発表して、国内の商人にも明かにして行く、そういうことをやつて行けるのですか。これは今問題にもなつてゐるのですが、お話をなつた通り、国家の予算とは違ふのであつて、日本の貿易の政策に関する問題である。これは通常の予算というふうなものじゃない。政府の方ではいつまでも半年分、一年分

いうものが、国内市場にも、あるいは物資を外国で買ひ付ける場合にも、非常に大きな影響を及ぼしている。海外市場において量が少い場合はそれほどはありませぬけれども、たとえば藻州の羊毛のごときものは大きな影響を及ぼす。綿においては米綿に及ぼす影響は大きい。それがあるときにはアルゼンチン羊毛に切りかえるというおいてからに、それではいけないということに気がついて藻州のメリノの買付にかわつた。このおかげで損したのが一休たれかといへば、やはり日本の業界なんです。それから国内におきましては、紡績と機織の糸の値ぎめを行うころになつて、外貨を少くするぞよ、少くするぞよというておいて、いよ／＼値ぎめが行われてしまつてから、いや今度は十分にするんだというやうな発表がある。そうすると、外貨を少くするといふ声だけにおびえて——これは思惑じやない、理の当然です。需要と、供給の關係で、自由主義經濟界においては自然の原理なんです。自然の原理に従つて高値が來た。高値が來たところで機屋は買ひ付けた。ところがそれでしばらくたつと、いやそうじやない、よけい割當てるんだ、こういうことなんです。そこで機場で織つたものが市場に売り出されることになる、で、んと安くなつてしまふ。機場は原料高、製品安。紡績の方においては少いと思つて糸を少ししか引かない。そこへ原料がどん／＼入つたから、羊毛の倉庫に行つてごらんなさい。二年くらいの原毛がたくわえられておる。これは政府の方の責任です。そこでこういう点を勘案して、時期と量の発表を、あまり業界に苦しい目をさせない

ようにしてやつてもらいたいと思うのですが、その時期と範圍と方法についてどうお考えですか、お聞きたい。

○愛知國務大臣 時期と範圍、方法というようなところについて、今のところ具體的に明確なお答えができないのでありますけれども、今お述べになりましたようなことを十分考へて参りましたと思つておるのであります。

○大西委員長 加藤君に申し上げますが、もうお約束の時間が来ております。

○加藤(清)委員 それではあと一点だけ伺ひたいします。

次に一番大事な問題をお尋ねしたいのですが、今日の自由黨の政府は自由主義經濟を標榜しておる。それは今日ここでの理論の對策にはなりません。しかしながら外貨予算をながめてみますと、もとに統制でございますね。しかも今度削減するということになれば、一層その統制を強化しなければならぬ、こういうことになつて、統制どころか、あるときには關税をつけ加へねばならぬということになるのでございまいしょうが、ところがここに妙くりんなことがあるのです。もたけは統制において、受ける人は統制かも知れぬけれども、そこから先、国内で販売したりあるいはこれを輸出に向ける場合にはどうかという、これが統制になつていない。統制がいいとか悪いとかいうことは別なのです。こういうふうで片や統制、その末は全部開放である、このおかげで一体今日日本の經濟界に非常な大きな影響を与えておる。ここに思惑も起れば、三品市場の相場もかわるし、証券市場の相場もかわつて来る。こういうことが行われ

ておるわけでございますが、これにつきまして特に考えなければならぬことは、外貨を受けた人は、外貨を受けたたとんに右から左に動かすだけで、どう考えても四割の利益がございます。これを機械にかけて、つくり上げて、いよ／＼市場に出すという、これはネットだけでも一千億ではございませう。これはあなたの方が計算はよく御存じでしょう。もとを受ける方だけはそれ以上の余剰利益というものが行われておる。ところがこの材料を買つて、次に第二次、第三次の加工をしななければならぬ方は、原料高の製品高の安、自転車操業であり、やつていけるうちはいいけれどもということに相なつておるが、これについてこのまま放置しておいていいものか悪いものか。放置すれば中小企業の倒産は一層続出して、あなたたちがおつしやるところの物価引下げなんということは夢にこそ見られるかもしれないけれども、現実の姿としてはどういふ考えることはできない。さすれば今日の政府の言うところのコスト引下げ、続いて輸出振興策ということはお題目に終り、二十と十二のバランスは一層離れて行く。こう私はしろうと考えるのでございしますが、大蔵関係の方で修業をなさつたころうとのあなたは、一体この点をどうお考えでございますか。以下、まだ二、三、四、五、六とありますけれども、きようは皆さんがお疲れのようでございますので、この一点にとどめまして、あとはあす、あさつてに御指導いただきたいと思います。

○愛知国務大臣　今しろうというお話がございましたが、おつしやることは私はごもつともだと思ふのです。だれ

が見てもそういう状況がありますから、そこでわれ／＼といたしまして非常に苦慮いたしておるわけでございます。そこで外貨の割当ということは、それ自体統制じやないかというお話でございますが、これはまさにそういうことだと思ひます。それで外貨の割当が今回／＼と変更される、それに従つて、たとへば外貨の割当をもつた商社が、本来の経済的な原因だけでなくて、そこで非常なもうけをするというようなことは、経済問題としてよりもむしろ社会的にもこの対策は相当考えなければならぬと思ひます。私は先ほどからるる申し上げておりますように、それに対してこう／＼いたします、こういう方法をとりましようということは、今日まだ申し上げるまでに行つておりませんけれども、今御指摘のような点は十分勘考いたしました、われ／＼としての対策を不日御説明いたしたいと考えております。

○大西委員長 次に川上貫一君。

○川上委員 さきに通商局長に伺つたのは、外国銀行の爲替業務については、外国銀行の爲替業務について日本の政府はどういう検査をしておるか、これが第一点。第二点は、どういふ報告を外国銀行が爲替業務について出しておるかということです。銀行局の検査部では検査をしておらないと言つておつたのです。この説明はいろいろありました、これで爲替管理の上にな大きな穴が明いてしまふ。またやみドルの横行を防ぐこともできないといふことになると思ふのです。これは日本経済に非常に關係いたしますが、通産大臣はどうお考えになりますか。

○愛知閣務大臣 外国銀行の問題につ

きまじりては、御承知のように前の占領時代におきましては私はずいぶん苦勞をいたしました、最近どういうふうな監督検査をやっておりますか、今つまびらかにいたしておりません。しかしながら私の承知しておりますことはこういうことになっておると思ひます。現在日本内地で店舗を開いております外国銀行については、銀行法、為替管理法その他の日本の国内法が、日本の銀行に対すると同様に適用されておると考えます。従つて銀行法に基く検査は当然法律に基いてやることでござります。それから為替管理法の關係で申せば、為替の取引等について為替管理法に規定されておるところの報告は、一切他の日本の銀行と同じように提出する義務がある、こういう制度になつておると思ひます。

○川上委員　これはこれ以上聞きませませんが、規則はそうなつておるかも知れませんが、實際は検査しておらない。それから業務の報告も帳じりの報告と、そういうな形になつておる。件数の報告にはなつておらぬはずだと思ふ。しかしこれは通産行政の方に非常に大きく關係を持つてござります、これでは為替管理に穴が明きます上に、またドルの問題についてもどういふ操作が行われてゐるかわからない。しかも外銀に日本の為替の大部分を預けておりますから、この点について通産大臣が現在の法律以上には御研究になつておらぬ、というのは大きな穴だと思ふ。これはこの次でよろしうござりますが、調べて通産行政としての意見を聞かしていただきたいと思ひます。

第二の問題に移ります。時間がありませんから簡単にお答えを願ひたい。

さきに局長にお伺いしたのですが、未決済を加えて約七億ドルというのでありますから、これを差引きますとまず六億少々と見なければならぬ。そうすると先ほどから大臣もいろいろ答へられたように、外貨の面からの抑制ということは、りくつはどこにあつても当然考えなければやつて行けない。これを抑制しますと、原材料の統制ということを考えなければ、外貨だけを抑制したところで手がつかない。原材料の統制を考えると、これになりますと、これはさしあたつてリンク制を強化するといふような方法をとらなければ、直接投資はなか／＼できぬだらうと思う。そうすると、結局これは実質上の二重価格になる。その結果は必ず国内消費を圧迫することになることは明らかなんですが、その結果物価は下らぬだらう。むしろ物価はこの面からいへば上る。この点については、統制の問題はどう考えられておるか。原料統制、リンク制、それから物価の問題について、要点だけでつこうでありますからお答えを願ひたい。

○愛知国務大臣 原料全体についての国家管理といふことは考えておりません。しかし場合によつてある物資について異常なる事態でも起れば格別でございます。それからリンク制の強化と二重価格、これは簡単にお答えいたしますと、本筋としては私はやりたくないのであります。しかし何としても輸出努力をいたさなければなりませんから、国際的に納得してもらへるような程度の問題については、ある程度のリンク制といふことは、臨時の措置として考えなければならぬと考へております。

○川上委員 そうだらうと思ひます。そういたしますと、さきに言ひました通りに、輸入価格制の強化は好むと好まざるにかかわらず必至だと思ひます。こうやらなければとても国際収支の問題を好転させる一歩を踏出すことができません。これが一つの条件になつておる。その結果は必ずやミドルを防げぬ。思惑輸入も防げぬ。無為替輸入も、たとへば石油、石油のごときは必ず行われるに違ひないのです。いま一つは密輸入がどうしても起つて来るのです。為替レートの問題がある。今のレートの問題をそのままにして外貨を抑制することになれば、必ず無法な形をもつてしても持つて来なければならぬことは商行為上当然だと思ひます。そうなるという／＼通産省で日本の経済の健全化についていくら苦労されても、この形ではくずれしてしまふ。これが第一点。

第二点は、為替レートについては何か考えられておるのですか。平価切下げの問題についても考へておられるかどうか。

○愛知国務大臣 第一のお尋ねは相当広汎な問題になると思ひますのでございませうが、私がさつき申しましたように、二重価格といふことはなるべく避けるべきだと思つております。それから密輸入の問題やミドルの問題等については、取締りを徹底的にやる以外に方法はないと思ひます。

それから為替レートの問題は、さういふことを私が前段に申し上げましたゆえんのもの、為替レートを何とかして厳守して参りたい。日本のような材料を輸入しなければならぬ国においては、特にしかりであらうと考へております。

○川上委員 大臣の主観はよくわかりますが、為替レートに手を触れずしてこの国際収支を健全化する道があるのですか。場合によつては、これも考へなければならぬ状態が起るであらうとお考へになりますか。

○愛知国務大臣 現政府といたしましては、為替レートを徹底的に擁護して参りたいと考へております。

○川上委員 金融引締めの問題であります。金融引締めといふことが盛んに言われておる。また通産行政の上でもこれは考へられており、施政方針でも出ていると思ひますが、今の金融の量的な統制は限度に來ておるのではないか。つまり思惑の投資は、たいてい引締めが行われたのではないか。これ以上量的統制をやると思へば、設備投資を削つて行かなければならぬが、これをやる決心があるかどうか。

第二点は、量的統制が限度に來ておりますから、これ以上の統制は必ず質的統制になるのははなはだしいと思ひます。つまり質的統制に金融がなると、事実上の生産統制になる。事実上の生産統制は、すなわち事実上の消費の統制になるわけですから。金融面からする消費の統制、金融面からする生産の統制、これをどうしてもやらなければならぬことに落ち込んで行くと思ひます。この点についてどういふお考へがあるか。実は政府は本年の下半期からここに乗り出すつもりがあるのではないか。これを考へなければ、とても大臣が施政演説で述べられたような政府の政策はできぬのではないかと思ひますが、この点のお考へを承つておきたい。

○愛知国務大臣 第一の量的統制は限度であるといふお話でございませうが、さういふ見方ももちろんできるかと思ひます。しかしこれは公式的に量的統制と質的統制をわけなければつきり区別のできないものもあると私は思ひます。と申しますのは、たとへば財政投資のときは、量も今度は非常に減りましたし、それからこれを投資費いたします対象を厳選しなければならぬという意味におきまして、質的の統制がこの面においてはすでに実行されていふといつてもよいのではないかと思ひます。

それから第二の質的統制等の問題については、実は過般衆議院で予算が成立いたしました直前の三党協定の中の一了解事項にもございませう。投資費委員会を設置するといふようなことがありましたので、政府といたしまして、その問題もございませうので、さうに検討したいと思つております。ただ現在すぐに資金調整法的なものを考へるというところは考へておりません。

○川上委員 お答えによつてわかりましたが、質的の統制に従つて行くと、それは産業の系列化を伴うのです。それから投資費委員会でもそれをやらなければ基本は立たない。ところが一方においてMSAの援助を受けて、日本は本格的な再軍備に入つて行くわけだ。さういふと、この量的の意味を持つ統制といふことになつて来れば、軍需産業の系列化に向つての金融といふことにならなければ、話にならぬわけだ。総花的なことで行くはずがない。これは一定の時期においてこの方向で行くならば、軍需生産の上でも系列化に対する重点的な融資ということになるわけだ。このほかに道はない。もしはかの道をとつたら融資は野放しになります。これはさういふふうにならざるを得ない。大臣はこの点どうお考へか。

○愛知国務大臣 その点は私はさう考へておるのではありません。自由党には計画経済的な考へがないといふことの御批判を盛んに受けるのでありますが、たとえば電源の開発にいたしまして、合成繊維の問題にいたしまして、鉄鋼、石油の合理化にいたしまして、これはもちろん第一義的に国民生活の充実に、将来長きにわたつての日本の経済自立の上に民需を中心としてぜひとも必要なことではないかと私は考へております。その方面に対して財政投資は乏しいながらも重点的に配当して参りたいといふ考へ方でありませう。それから軍需産業のお話が出ましたけれども、私はさう考へるのではありません。現在ここにはつきりした数字を持つておりませんけれども、最近におけるところの設備に対する投資、あるいは融資という面から見ても、いわゆる防衛生産に対する金融といふものは、全体から見ればまことに微々たるものでございませう。

それからMSAのお話もございませうが、たとえば三十億円の問題にいたしましても、防衛関係の工業といふものに原則的にこれが向けられると思ひます。防衛生産といふものは現在の段階においては、まったく微々たるものであつて、私は余談でございませうが、財界の人たちに言つておりますことは、この際日本としてこれからの行く

道は、防衛産業をうんと拡充するといふようなことを考へるのは間違ひだと、私見としてはそう考へており、またそれを説いておられます。

○川上委員 それはよくつに合はぬと思ふんです。民需に向けて傾斜して投資する、デフレ政策をやつて国内の消費を抑へて、物価を下げようといふのでしよう、それで民需投資を中心にする、これは話が合はぬと思ふ。

第二の問題は、特需八億ということ考へておる。その上にMSAを受けまして、日本が再軍備をして、必ず近い将来に憲法の改正までやるといふ含みを持つておる。この含みを持つておらなければMSAは受けられるものじやないのです。アメリカのMSAの本法によると、予算、金融、産業を動員して、このMSA法の目的に合致するとアメリカの相互安全保障本部長官が認めない限り援助をしないとする。そのMSAをもつておるんです。特需の点から言つても、再軍備の点から言つても、これはどうしても軍需系列に向つて質的統制の金融をする以外には、現在の政府の行き方では方法がないと私は思ふ。そこで通産大臣は、私見としては希望をお述べになり行方方ではこうなるよりほかに道がないと思ふんですが、この点は客観的に考へて、通産行政の立場から、主観でなしに、ほかに道がありますか、私はないと思ふんですが、どうでしょう。

○愛知國務大臣 国民の消費の問題をおあげになりましたけれども、御承知のように二十九年度の日本経済全体の見通しから申しましても、現在われわれが考へておるような日本経済の姿に

なつた場合においては、国民の消費水準は、二十九年度においてもやはり三〇％くらい上るといふことを見通しておるくらいでございまして、消費についてそんなに急角度に切られるといふふうには、私は考へておらないのであります。

それから防衛生産の問題につきましても、先ほど申し上げた通りでありまして、これは簡単に申し上げると、ついで意を尽し得ないのであります。いろいろ産業面に対してのわれわれの計画から申しますれば、根本はまず日本の国力を充実することが大事なのであります。そのためには、民需の基礎になる、たとへば電力にいたしましても、あるいは衣食住の改善の方面にいたしましても、輸出を伸ばして日本の経済の基礎をかたくするといふために、重点と思はれるところに資金の配分を行つておるものでございまして、その点はもう私の考へとお述べになりました考へ方とは違ふのであります。この点はやむを得ないと思ひます。

○川上委員 これはもし時間がありましたら、私は通産大臣と徹底的に論議を闘つてみたいと思ふ。これは非常に考へ方が食い違つておる。たとえば電力を民需と言われましても、日本の電力飢饉といふものは一体どこから来てるのか。今の電力というものは戦前より多い。しかも電力の飢饉なんです。これは膨大な量をアメリカ占領軍が使つており、それから軍需生産に向けては特別な配電をしておる。こういうことから電力の飢饉になつておることは明らかである。だから電力を民需と言われましても、今の日本

の電力の開発は民需じゃありません。これは民需じゃなしに、戦争経済の方向への意味を持つておる。これが一つ。いま一つは、国内の民需を増して、考へようによると三〇％くらい国民の生活は上ると言われましても、一方においては物価を引下げると言つておる。輸出能力を高めると言つておる。耐乏生活を強要すると言つておる。そのうすれば、どうして物価を引下げたり輸出を増大したりするのです。できないでしよう。できる道は、合理化をするといふことが一つある。通産大臣は産業の合理化のことにはなか／＼言われませんが、これならばある程度話がわかる。ところが合理化はできない。

合理化といふのは、原料が安いこと、大量生産をすること、国内市場が豊かであつて経済に弾力性があること、自主的な貿易が行われること、合理化資金があること、この条件が伴わなければ合理化といふものはできないのに、物価を引下げよう、輸出能力を高めよう、そして民需の投資をやろうと言つても、これはさつぱりいかぬと思ふ。そこで政府のやられる形ではどういふことになるかというたら、国民の消費を第一に圧迫すること、資金をストツプすること、米価をくぎづけにすること、税金を徴収すること、そして国民の購買力を抑制して押えつておること、これ以外にはない。また言うてないのです。こういう、言葉で言うてないだけであつて、事實はこうなつておるのです。こういう政策をしておいて、一方では、金融の質的統制をするが、それは民需に向けるのだ、こういう経済論は成り立たぬ。これは時間があれば徹底的にひと

つ質疑したいのですが、残念ながらその時間がありません。そこで私はとりあえず政府の今やりの政策について言うが、耐乏生活、物価の引下げ、輸出の増進を考へること、これは合理化でもなく、民需の生産でもないといふこと、国民の消費を圧迫すること、賃金ストツプ、米価のくぎづけ、税の徴収、中小企業の破滅もあえて意となしといふ形で購買力を押えつておることによつて、国民の生活を押しつけ、場合によつては出血することによつてだけできる政策になつておる。その際に民需に金融を系列化してしまつたのだといふような御意見はどうも通らぬ。

それよりか、はつきり今の日本の状態では、民需にはまわさぬのだ、金融の質的統制は軍需生産に向つての傾斜である、こゝはつきり言われたら筋が通る。いい悪いは別です。意見の違いはありましようが、筋ははつきり通る。しかしそうしなさんと、大臣の筋は少しも通らぬと思ふのですが、これはどう考へになりますか。

○愛知國務大臣 それは私簡単に申し上げましたから、何か一つのところだけをおとらえになつて、そういう御意見があるのだと思ふのであります。これは私も先般来思つておるのであります。時間があれば徹底的に私の考へておるところをお話申し上げたいと思ふのであります。ただ簡潔に申し上げますと、今回の予算あるいは経済政策の見通しといたしましては、くどいようでございまして、まず根本的に過剰な有効需要を切りたい。そのためには、諸外国の例などから申しまして、根本はまず財政であり、特に財政投資がだぶつくことを切りたいといふことで、こ

れを財政の投融資で申しますれば、二十八年度に比べれば一〇％以上これを削減しておる。しかし一面において生産については二十八年度と大体同規模でやろう、そのためには生産の量、供給の量が落ちない。それに對して需要が少なくなる。その面から物価が下る。しかしながら物価は下りましても、全体の雇用の状態なりあるいは賃金の状態なりを見て参りますと、先ほど申しましたように、大体CPIの下落であるとかいふ／＼なプラス、マイナスの要因を合せて、結果においては二十九年度を通じて、消費水準が三〇％くらい上る。かくしてわれ／＼の申しておるこの耐乏といふものは、国民の消費生活の上において外国品を買うことをやめようじやないか。それから物価が下るから、その下つたところが実質賃金の上昇になる。その部分を、できれば消費をできるだけやめて、資本の蓄積の方に向けてもらいたい、こういうことで、われ／＼としてはわれ／＼なりのバランスのある一つのコースをつくつておるつもりであります。従つて電力は軍需だとおつしやいますけれども、具体的に考へてみても、私の記憶に誤りなければ、現在駐留軍が使つております電力量は全体の一・五％程度だと思ひます。かような状況でございまして、民力を充実して国民生活の民需を充実するためにも、近代生活としては電力の拡充といふことはどうしても必要だと思ふ。そこでその面には、これは一例でありますけれども、できるだけ金を投入して、できるだけ早く開発をして出力を増加させたい、こういうふうに考へておるのであります。

○川上委員 ちよつとお聞きしたいのですが、もう時間がないので非常に残念ですが、今の電力の問題にしまして、通産大臣の御意見は違ひのです。

一、の駐留軍だけの問題でない。軍需生産、硫酸なんかもその典型であり、戦時体制のもとにおいてはあれは軍需生産で、すぐ火薬工場になる。これはすぐに使へるのです。一方だけ見ちゃだめです。一方においてはMSAを受けて再軍備の道に入つてしまふし、特需でなければならぬと言つておる。特需というものは全部軍需生産。それからたとえば硫酸なんかもまるで民需のように言いますけれども、国内の消費は圧迫して、そうして出血輸出でもつて朝鮮や台湾に送つておるのです。何でもこゝへ送るか、戦争経済のもでなければならぬことになるはずがない。中国へ送つたらよほどさうか。

ところがこれをしない。この全体を見ましてわれ／＼は考えなければ、政治を論ずることはできないと思ふ。硫酸というものは平和経済なら肥料、戦争経済ならば、これは軍需生産のもとになる。これが大事な点です。こういう大きい目で政治的に見てごらんない。日本の電力は軍需的方向に向つておるから危機に來ておるのです。これは間違ひない。いま一つは、通産大臣の御答弁によると、物価を引下げ、日本の輸出を増進する道は国民の消費を圧迫する以外に何もない。ほかには何も計画を立てておられぬと思ふ。結局生産の圧迫なんです。国民の生活をこわすことによつて、しかたがない一つの貿易政策、自由党の経済政策を立てて行こうというのです。そのうしろに統制がある。リンク制の強化、そ

れから金融の質的統制、外貨の抑制、これがあるのです。これは通産大臣は言われた。そうすると自由党の自由経済というものは一体どんなことになるか、もう崩壊してしまつたんじゃないか、これが自由経済なのかどうか。今後自由経済で行けますか、自由経済はつぶれたんじゃないですか、またつぶさなければやつて行けなくなつたんじゃないか、これが第一点。

第二点は、それなら自由経済はつぶれるが、つぶれたら何になるか、事実上の戦時統制経済になりつつあると私は思ふ。そういうことはないとおそらく言われるかもしれないが、全体を考へてごらんない。この日本の窮乏しておるときに、MSAを受けて再軍備に踏み込んで行つて、近い将来には憲法も改正しようというくらいに行つておつて、しかも国際収支は悪いのです。国民の生活は非常に困難に陥つておる状態には、中小企業のつぶれる時分に統制をするということになれば、国民生活がほんまに向上するようにならざるを得ないのです。ほかに方法は、アメリカに助けてもらふ以外にはない。貿易の上からいつても、外貨の面から見ても、これは戦時的な統制経済の様相であると思ふ。いろ／＼それは議論がありましよう、通産大臣としてはいろ／＼なことをまた答弁されると思ひますけれども、静かに今の日本の経済と貿易の状態を考へたならば、こういう統制経済以外に行く道はないと私も思ひ、自由党の自由経済というのは實質的に崩壊しておると思ふ。これを崩壊させなければ日本の貿易と経

済は成り立たぬと思ふが、この点はどういうようにお考へになるか、これでも自由党の自由経済であるとお考へになるかどうか。

○愛知国務大臣 どうも答弁を予想されての御質問であります、私は常にまつたく静かにまじめに考へておりますけれども、自由党の自由主義経済というものは、野放しの自由経済でないということは、すでに為替の割当にしても、その他の面におきましても、いわゆる野放しの自由放任ではないということ、これは御理解が願えるだらうと思ふのであります。そうして私どもとしては、総合的な見通しのもとに誤りなく国政を運営して参りたいと思へておるわけであります。

○川上委員 自由党の自由経済をちよつと説明してもらひたい。

○愛知国務大臣 私の申します自由主義経済というのは、まず第一に、あらゆる企業ができるだけ創意工夫を伸び伸びと発揚し得るような経済ということが一口に言つて自由経済だと思います。但し国際的環境なりあるいは外貨の關係なりから、一つの活動のわくをつくるというようなことは、情勢の変化に応じて常に考へなければならぬことだと思ひます。

○川上委員 それでは自由経済にはならないんじゃないか。

○愛知国務大臣 自由経済はそういうものが自由経済で、どこの世界に自由野放しの経済がございますか。これは賢明な川上さんがお考へになればおわかりと思ひます。

○川上委員 そうすればMSA経済も自由党の自由経済だと言われるのです。か。今年の予算は民需はほとんど削減

し、保安隊及び軍需には出しておる、これも自由経済、金融統制によつて軍需系列の金融をやる、これも自由経済、こう理解してよろしいのですか。

○愛知国務大臣 私はその通りに考へております。但しその前提の要因になりました民需を全部切つて保安隊ばかり増強し云々のところは間違ひでございます。私どものやつておりますのは自由党の政策でございます。

○大西委員長 本日はこの程度にして散会いたします。

なお明日は午前十時より外務委員会との連合審査会を開くことになつておりますので念のため申し上げておきます。

午後五時散会

昭和二十九年三月十九日印刷

昭和二十九年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局